事件の真相

大村伸一

私が犯人である。共犯者はいない。だから、それを知っているのは私一人である。それというのは、私が犯人であるということであり、私が犯人であることを知っているのは私だけである。捜査の進展について、捜査当局が犯人である私に連絡をとるはずもないのだが、そろそろ事件が解明され、誰が犯人なのか明らかになるだろうことはもう誰でも知っている。それが捜査が進展するということだ。だすると、もうすぐ私が犯人であることが明かされるのだろう。犯行はすべて行われてしまった後なのだから、私にはその結末を変えることなどできはしない。それまでは、事件の全貌が明らかにされるまでは、私が犯人であることを知っているのは、私一人ということになる。

私は私がどのような事件の犯人なのかは分からない。記憶がないとか自分が犯人であるという認識が間違っている、つまり本当は私が犯人ではないとかそのような話ではない。犯人だからといってどこでどんな事件が起きたのかをすべて熟知しているわけではないだろう。もしも三つの事件に共通する犯人だったなら、犯人だと言われてもどの事件の犯人なのかはそれだけでは分からないのと同じ理屈だ。私が犯人なのはどの事件なのか、私は知らない。勿論、誰が被害者なのかも知らない。三つの事件のどれか一つの事件の被害者であれ、それらの事件に共通する被害者であれ、それともどの事件とも関係のない被害者であれ、私には思いつく被害者など誰もいはしない。たとえとして三つとは言ったが、本当は三つでなく四つである可能性もあるのだし、二つであったり十二であったり、あるいは二百三であったりする可能性もないとは言い切れない。今、この世界にどれだけの数の事件があるのかなど、誰も気にすることはないだろうし、誰にも分からないのではないだろうか。誰にも分からない事件の犯人であればやはり誰にも分からないのであり、そうなると犯人がはたして実在するのかどうか私には疑わしいのだが、ただ一つはっきりしているのは、私が犯人であるということだけだ。

犯人である私が存在するかぎり、どこかに被害者がいるのであり、おそらく被害者はいたのだろう。とはいえ、その被害者が私の知人の一人であったのか、あるいは、通りすがりの未知の誰かであったのか、それは分からない。事件がどのようなものであったのかが分からないのだから、被害者が誰なのかも分からないのはいたしかたのないことだろう。あるいは、事件はこれから起こるのであり、今は特定の誰かに殺意を持っているわけではないそんな私が犯人であるようないわば通りすがりの犯行がこれから起きることが決まっていて、実は私はこれから起きるその事件の犯人だということなのかもしれない。だから私はまだその事件について知らず、被害者についてもまだ知らないという可能性もないではない。だが、その場合、私はまだ犯人ではないわけだから、私が犯人であるというのは正確ではないことになる。正確ではないということは事実ではないということだから、これから私が犯人であるような事件が起きるということは事実ではないのだろう。確かなことは私が犯人だということだけだ。私が犯人であるということだけなのである。

当然のことながら、捜査は秘密裏に行われている。それは捜査を進めるために必要最低限のルールだと言えるだろう。捜査は秘密裏に進められるというルールは必要である。どのような事件がいつどこで起きたのか、被害者が誰でどのような殺され方をしたのか、さらにその事件の犯人が

誰であるのかなど、事件を形作る数多くの事実は、捜査関係者以外には誰にも何一つ知らされない。それは捜査が事件に影響を及ぼさないための当然のルールである。そうでなければ、捜査の進展に伴って事件が起きたり起きなかったり、犯人が彼であったり別の彼女であったり入れ替わることがないとは言えなくなってしまう。事件が起きなかったことになるなどあってはならないことだ。あってはならないことなのだと思う。

しばらく前に殺され方という言い方をしたが、勿論、殺人事件だと限った話でもない。窃盗や 詐欺、あるいは強盗強姦破壊活動、様々な事件がありうる。そのように多様な事件があるのだか ら、その事件がどんな事件なのかは捜査関係者でなければ知ることはないだろう。事件の一切は 関係者以外には誰にも秘密のままで捜査されるものだ。それが最低限のルールである。よく言わ れるのだが、捜査関係者が誰なのかさえ、捜査関係者に知らされていないなどということも確か にあるのかもしれない。捜査関係者は捜査命令を受けて捜査を開始した後も、必要のない情報を 知ることはないはずだ。捜査とはそういうものだ。自分以外の捜査関係者が誰であるのかなど、 捜査関係者には必要のない情報だ。自身の担当する捜査に集中し不要な情報に惑わされないため には、これは確かに必要なルールだと言えるだろう。とはいえ、指令を受けた捜査関係者には自 分自身が捜査関係者であり犯人ではないことは当然知らされているはずだ。つまり、指令を受け た捜査関係者自身が犯人ではないということは知らされていなくてはならない。さもなければ、 間違って自分が犯人だと推理することもあるだろうし、そうなれば事件はいずれ冤罪事件となる わけであり、ひとたび冤罪であると告発されれば長いながい裁判が始まることになるだろうし、 捜査はそれだけで滞ることになりかねない。勿論、捜査関係者が犯人であり、その捜査関係者が 実は自分自身を犯人であると正しく推理することもあるだろう。その場合は、自分が犯人ではな いと知らされていても、それでも正しく推論すれば自分が犯人だと証明できるのであり、捜査関 係者たる者、そうでなくてはならない。そうでなくてはならないのだと思う。私は自分が捜査関 係者ではないことは知っており、だとすればこういったことがらが事実なのかどうかは知ること がないだろう。

冒頭で述べたように私が犯人である事件についても、捜査はかなり進んでいる。捜査が進むにつれて、容疑者は絞り込まれ、容疑者が少なくなればそれに伴って捜査関係者も数が減っていくのだから、事件にまつわる様々な事柄が人々の目から隠されていくのは当然だと言えるだろう。それゆえに、事件の事実も次第に捜査関係者ではない犯人の目から隠されていくのも当然のことだろう。そして、犯人は私なのだから、事件や捜査について何も知らないにもかかわらず、自分が犯人であるということだけを知っているというのは、捜査がもうほとんど終わりかかっており、ほとんどの事実が秘密になってしまっているということでもあるのだろう。捜査はもうすぐ終わるのにちがいない。

おそらく、捜査が完了し、犯行のすべてが明らかになった暁には、その時には事件は解決してしまったのだから、捜査本部は解体され、その事件を知る捜査担当者は一人もいなくなり、すべての人々の前から事件に関する記録が消えてしまうだろう。それならば、捜査担当者以外のすべての人には犯人も含まれざるをえないのだから、捜査が完了し事件が解決されたとき、私は自分が犯人であるということすら知らなくなるのだろうか。一介の犯罪者にすぎない私には与り知り得ぬことである。あるいは、すでに捜査はすべて終わっていて、犯人も明らかになるとともにその事実が失われているのだけれど、何らかの手違いで私だけが自分は犯人であるという事実を覚えているということもないではないだろう。しかし、そのように複雑な事態が起きているとは思えない。そんなことはとてもありそうには思えない。もしもそのようなことが起こりうるのだとすれば、実は犯人ではない誰かが自分が犯人であると知っているという事態も起きかねないのではないだろうか。もしもそうだとするならば、自分が犯人であると記憶しているということが、実は

自分が犯人ではないということを意味することすらあり得るだろう。そんな複雑なことはとても ありそうには思えない。

私は容疑者である。おそらく私は容疑者である。どのような事件の容疑者なのかは分からない。犯人自身が自分の犯した事件について知らないのであれば、犯人であるかどうかも分からない容疑者にそれを知ることなどできようはずがない。とはいえ、捜査が順当に進んでいるならば、犯人である私はいずれ容疑者になるだろう。犯人である前に事件が起きていなかったのだとすれば、犯人である前に容疑者になることはないはずだ。いや、自分が犯人ではない別の事件の容疑者にはなっていたかもしれない。だが、その場合、私は犯人ではないのである。それは当然であり、容疑者とはそのような存在でなくてはならない。こういったことのすべてを考え合わせると、容疑者は犯人ではないのかもしれない。そうであれば、おそらく私は犯人ではないのだろう。犯人であるならば自分が犯した事件についてよく理解していていいはずなのだが、私は何か事件を犯したというような経験がない。だから私は犯人ではなく、それゆえに容疑者ということなのだろう。事件はもうすぐ解決するだろう。私は容疑者だった。私はそのことを知っている。そもそも自分が容疑者であることを知らずにいることなどできるものだろうか。それだけでなく、容疑者でない者などどこにいるというのだろうか。勿論、それは容疑者には分からないことになっている。それというのは、自分が容疑者であるかどうかということだ。そして、勿論、犯人である私にもそれは分からない。

そうなると、おそらく、私は犯人などではないのかもしれない。もしも私が犯人であるのなら ば、私は自分の引き起こした事件など本当はなかったのだということを証明したいはずだ。事件 がなければ犯行もなく、犯行がなければ犯人もないのだから、犯人でないことを証明したい犯人 にとってはそれが正しい行動だと思う。こうして、私が、自分が犯人であることをことさらあから さまにし、思い出せない事件についてあれこれ考えをめぐらせているということは、これは犯人 の行動ではなく、正に捜査関係者の行動といえるだろう。しかも、私は捜査命令を受けた記憶が ないのであり、だとすれば、一つの仮説ではあるが、私は、何者かによって自分が犯人だと思い 込まされているだけなのではないだろうか。それが真犯人による洗脳なのか、よりありそうな話 ではあるが捜査関係者による洗脳なのか、それともどちらでもない何者かによる洗脳なのか、そ れは分からない。しかし、何者かがそんなことをしたということは疑いようがないだろう。そう であるならば、私が犯人だと思い込んでいたそのことこそが事件だったのかもしれない。それは 間違いのないことだ。そして、私自身は犯人ではなく一人の被害者だったということなのだろう か。もはや疑いようもない話だが、これらすべての事柄は、私が犯人ではないということを意味 するだろう。それだけでなく、これまでいるかどうかも分からなかった被害者が、他でもないこ の私なのでありこれまで見つけられなかった事件は、この私が犯人とすり替えられたというまさ にこの事件でしかありえない。かくして、事件と被害者が明らかになると同時に、今度は犯人が わからなくなってしまったということになるのだろうか。これは事件や被害者を知らない犯人な どという不自然な存在を仮定するよりもより具体的で正しい事件のありかたのように思える。

しかし、あるいは、被害者である私が、同時に犯人であったという可能性はまだ残っているようにも思う。私が犯人であり、同時に、自分が犯人であると暗示をかけた本人であるということはないだろうか。勿論、私がその犯人なのなら、私が犯人なのだから、わざわざ暗示をかける必要などないように思える。ただ、事件についての経験や、被害者の存在を忘れさせることで、事件などなかったと思い込もうとしたのかもしれない。確かに、それが成功すれば、事件も被害者も

存在しなければ、犯人というものもありえないのであり、私は犯人ではなく無罪ということになる。そうならば、事件はあり、被害者はあり、犯人もいる。すべてが揃っていると同時にそんな事件など存在しないのであるからすなわち完全な事件ということになるだろう。あるいは、私が事件の解決をあせった捜査関係者であり、ありもしない事件のいもしない犯人を捏造するために、自分自身を犯人であると思い込ませたという可能性もなくはないだろう。その場合、事件はあり、被害者はあり、犯人もいる。すべてが揃っていると同時にそんな事件など存在しないのであるからすなわち完全な事件ということになるだろう。他でもない捜査関係者がそうであるように作り上げ、作られた犯人である私はまぎれもなく犯人であり被害者なのである。

このようによく考えてみれば明らかだが、私が本当の犯人であれ、手がかりを失った捜査関係者であれ、あるいはその両方であったとしても、どちらでもなかったとしてすら、事件はそのような事件だったのだ。それが事件の真相なのである。